

（ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文を両政府が相互に決定する活動について準用することに関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千九年四月三日付けの日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（以下「二千九年の交換公文」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、二千九年の交換公文に対する次の補足的取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

二千九年の交換公文は、二千九年の交換公文1(e)に規定する活動以外の活動であって両政府が相互に決定するものについて準用する。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、フランス語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、更に、前記の提案がジブチ共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年十二月二十四日にジブチで

ジブチ共和国駐在

日本国特命全権大使 原 圭一

ジブチ共和国

外務・国際協力大臣 マハムッド・アリ・ユスフ閣下

（ジブチ共和国側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ジブチ共和国政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするをジブチ共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年十二月二十四日にジブチで

ジブチ共和国

外務・国際協力大臣 マハムッド・アリ・ユスフ

ジブチ共和国駐在

日本国特命全権大使 原 圭一閣下